

令和7年度 健康保険料・介護保険料の保険料率について

健康保険料率 98.0/1000（変更なし）

介護保険料率 19.0/1000（変更なし）

変 更 前				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	49.0/1000	26.587/1000	22.413/1000	9.5/1000
被保険者	49.0/1000	26.587/1000	22.413/1000	9.5/1000
合 計	98.0/1000	53.174/1000	44.826/1000	19.0/1000



健康保険料率・介護保険料率に変更はございません



変 更 後				
	健康保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	49.0/1000	28.497/1000	20.503/1000	9.5/1000
被保険者	49.0/1000	28.497/1000	20.503/1000	9.5/1000
合 計	98.0/1000	56.994/1000	41.006/1000	19.0/1000

※基本保険料率に含まれる調整保険料率は、1.290/1000 から 1.270/1000 へ変更になりました。

（納付いただく健康保険料の額に変更はございません）

＜保険料率の適用について＞

- ・事業所（強制被保険者）分は、**令和7年3月分保険料** から適用（納付期限：令和7年4月30日）
- ・任意継続被保険者分は、**令和7年4月分保険料** から適用（納付期限：令和7年4月10日）

【前納の場合は令和7年3月31日納付期限となります】

※特定保険料とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換助成関係事務費拠出金、日雇拠出金及び流行初期医療確保拠出金（以下、納付金という。）を被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合計で除して率を求めて計算した額です。

特定保険料で納付金（高齢者の方々の医療費等）をどれだけ負担しているかを明確にしております。

〔お問い合わせ先〕 大阪薬業健康保険組合 適 用 課 TEL06-6941-5004
大阪薬業健康保険組合 神戸支部 TEL078-221-6100
大阪薬業健康保険組合 京都支部 TEL075-801-2905